

妊婦初回産科受診料助成のご案内

江東区では、令和5年11月1日より、
妊娠判定のための初回産科受診料の助成を開始しました。

【助成対象者】(下記の要件を全て満たす方)

- 住民税非課税世帯(生活保護受給者・支援給付者を含む)、又は同等の所得水準にある世帯の方
- 令和5年4月1日以降に国内医療機関で妊娠判定のために産科を受診し、受診日時点で江東区に住民登録がある方
- 妊娠判定が陽性で江東区でゆりかご面接を受けた方、又は妊娠判定が陰性で保健師等の面接を受けた方
- 以下の2点に同意いただける方
 - ・所得判定のため、世帯の課税状況を確認すること
 - ・必要に応じ、妊婦健診の未受診・家庭の状況等、支援に必要な情報を医療機関等と区が共有すること

【助成対象となる費用】

妊娠判定のため、初めて産科を受診した際の検査費用(自費分のみ)

【助成金額】

上限10,000円(1度の妊娠につき1回まで)

【申請方法】

管轄する地域の保健相談所又は保健予防課保健係に、申請書兼請求書及び下記書類をあわせてご提出ください。
(申請書兼請求書は区ホームページからも印刷することができます)

- (1)母子健康手帳(交付されている方のみ)
- (2)妊娠判定時の領収書及び検査項目がわかる明細書の写し
- (3)印鑑(シャチハタ不可)
- (4)預金通帳等、振込口座がわかるもの
- (5)世帯員全員の住民税非課税証明書(住民税非課税世帯の方のみ)

※申請日が4～6月の場合は前年度の課税状況、7～3月の場合は当該年度の課税状況を確認します。

江東区で非課税の申告をされている方は提出不要です。

- (6)生活保護受給証明書(生活保護を受給している方のみ)
- (7)申述書及び受診月の前月から過去1年間のうち、任意の月の収入がわかる書類
(住民税非課税世帯と同等の所得水準にある世帯の方のみ)

【支給時期】

申請日翌月の25日頃、口座振替により支給

【申請期限】

妊娠判定で陽性だった方は、当該子に係るゆりかご面接を受けた日から1年以内

妊娠判定で陰性だった方は、受診日から1年以内

問い合わせ先	住所	電話	FAX
城東保健相談所	大島3-1-3	03-3637-6521	03-3637-6651
深川保健相談所	白河3-4-3-301	03-3641-1181	03-3641-5557
深川南部保健相談所	枝川1-8-15-102	03-5632-2291	03-5632-2295
城東南部保健相談所	南砂4-3-10	03-5606-5001	03-5606-5006
江東区保健所 保健予防課 保健係	東陽2-1-1	03-3647-5906	03-3615-7171



江東区
ホームページ▲